

平塚市学校給食における食物アレルギーの対応について

お子様の健やかな成長と楽しい生活学校を過ごすうえで、学校給食は大きな役割を担っています。本資料では、本市の学校給食における食物アレルギー対応について御紹介いたします。

また、学校給食施設(平塚市学校給食センター)で安全に学校給食が提供できる範囲内での対応であることを御理解いただき、学校給食の運営に御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。
(平塚市学校給食会)

学校給食における対応の原則

1 学校給食における食物アレルギー対策検討会等により組織的に対応を行います

学校長会から選出された小中学校長をはじめ、栄養教諭、教諭養護、教育委員会等学校給食に関わる関係者により組織します。学校給食における食物アレルギー対応の基本的事項を協議、決定し、対応マニュアルの作成や研修会を開催し、学校との連携を図ります。

また、各学校内においても、児童生徒の食物アレルギー対応を教職員等関係者が情報共有する場を定期的に設けます。

2 安全な給食の提供を最優先に考えます

学校給食は「学校給食法」のもと、細心の衛生管理を行い安心・安全な給食を提供しています。これに加え、個別の食物アレルギー対応を行うことは、調理および誤配等のミスを引き起こすことも懸念されることから、安全に対応することが可能な範囲とします。

3 対応が必要な児童生徒を明確にします

学校給食での食物アレルギー対応の実施を検討するために、保護者から「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出を受けます。面談では、保護者との情報共有を行い、児童生徒への対応を協議します。また、児童が中学校に進学する際には、小中学校間の連携により、中学校給食における食物アレルギー対応の準備を円滑に行います。

4 食物アレルギー対応の対象食材は「卵」「乳・乳製品」「えび」です

令和6年度実態調査より、食物アレルギーを有する児童生徒の原因食物(アレルゲン)として挙げられた上位品目について対応します。

5 給食食材に「そば」「落花生」「くるみ」「アーモンド」「マカダミアナッツ」「カシューナッツ」は使用しません

給食で使用する加工品について、「そば」「落花生」「くるみ」「アーモンド」「マカダミアナッツ」「カシューナッツ」を含んでいるものは使用しませんが、同一ラインで使用している場合(コンタミ)は使用することがあります。

6 提供する除去食は、全中学校統一した内容とします

原則として提供する除去食の内容は統一したものとします。

たいおう きぼう ばあい ながれ 対応を希望される場合の流れ

(1) 学校給食での特別な配慮・管理を希望したい（申し出）

ア 学校説明会、就学時健診等で保護者から学校に食物アレルギー疾患があることを申し出ます。

イ 在学中、新たにアレルギー疾患を発症したことを申し出ます。

ウ 小学校から引き続き除去食対応することを保護者から申し出ます。



(2) 医師に学校管理指導表を作成依頼します

<食物アレルギー対応が必要な食材（アレルゲン）と、対応の範囲を明確します>

ア 食物アレルギー対応（除去食等）の対応を希望する場合は、医療機関を受診し医師の診断を受け、「生活管理指導表学校（アレルギー疾患用）」の記載を医師に依頼します。

イ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の作成依頼には、医療機関によって有料の場合があります。



(3) 面談日の調整

ア 学校へ「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出します。

イ 学校から送付された「学校給食における食物アレルギー対応に関する個人面談実施のお知らせ」より日程調整し、保護者と学校が対応について話し合う場を設定します。



(4) 学校と面談

ア 保護者（必要に応じて児童生徒も）は、学校担当者（管理職、担任、養護教諭、栄養教諭等）と面談します。

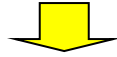
イ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の内容の確認と対応内容について話し合います。



(5) 学校長が対応を決定します

ア 面談後、保護者、学校関係者の同意を得た対応内容について、学校長が対応内容を決定します。

イ 学校から保護者へ「学校給食における食物アレルギー対応内容決定のお知らせ」を
通知します。



(6) 保護者から食物アレルギー対応申込書を提出します

ア 学校側からの対応可能な範囲の提案を受け、その対応を希望する場合には学校給食に
おける食物アレルギー対応申込書を記載し提出します。

イ 一度診断を受けた後も、定期的に医師に診断を受け、食物アレルギーの寛解（アレル
ギー反応のおこならなくなった）食材を明確にし、学校に知らせます。

年間に1回は医師の診断を受け、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出します。



学校と家庭が協力し合い
安全な対応を第一に考えましょう。

がっこうせいかつかんりしどうひょう
学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の準備について

質問内容	回答
学校生活管理指導表はどのようなときに必要か	食物アレルギー疾患を有する児童生徒の学校給食について、 <u>特別な配慮を希望する場合には</u> 、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用：学校保健会作成)」を学校に提出する必要があります。 <u>アレルギー疾患を有するすべての児童生徒が対象となるわけではありません。</u>
学校生活管理指導表はどのようにしたらもらえますか	健康保険証(お持ちの方は医療証も)、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を持参し、かかりつけの小児科を受診します。 医師の診療や必要な検査を経て診断を受け、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を医師が記載し、発行されます。
どのように発行されますか	「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は、原則として学校が対象児童生徒の保護者に配布します。 また、日本学校保健会のホームページ(URL： http://www.hokenkai.or.jp/)にてダウンロードすることが可能です。 「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」欄外にある「保護者同意」とは、保護者が本書内容を全学校職員に周知することを同意することを意味します。 事故防止等の対応に必要な旨を承諾し、保護者名を記入して、学校に提出します。
文書料について	診断根拠を記入する欄があるため通常の診断書と同様に文書料が発生する場合があります。料金等については、医療機関にお問い合わせください。
在籍中、一回の提出でよいのか	食物アレルギーの病状は変化することがあります。継続して管理が必要な場合や病状が変化した場合には、原則として再度提出を依頼します。また、内容が同じでも一年間に一度は必ず受診し、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を発行してもらい、学校に再提出することが必要です。

学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

作成：自治体 大阪 日付：2015年4月26日 1ページ 印刷：2015年4月26日

学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

1. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

2. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

3. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

4. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

5. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

6. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

7. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

8. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

9. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

10. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

11. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

12. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

13. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

14. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

15. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

16. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

17. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

18. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

19. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

20. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

21. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

22. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

23. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

24. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

25. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

26. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

27. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

28. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

29. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

30. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

31. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

32. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

33. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

34. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

35. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

36. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

37. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

38. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

39. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

40. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

41. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

42. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

43. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

44. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

45. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

46. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

47. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

48. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

49. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

50. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

51. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

52. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

53. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

54. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

55. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

56. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

57. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

58. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

59. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

60. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

61. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

62. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

63. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

64. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

65. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

66. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

67. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

68. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

69. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

70. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

71. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

72. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

73. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

74. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

75. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

76. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

77. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

78. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

79. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

80. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

81. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

82. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

83. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

84. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

85. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

86. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

87. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

88. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

89. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

90. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

91. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

92. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

93. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

94. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

95. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

96. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

97. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

98. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

99. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

100. 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)の記入方法

医師の診断根拠に基づき、学校と保護者が対応を話し合います。

給食の対応

- アレルギーとする食材の中で「卵」「牛乳・乳製品」「えび」について、除去食を可能な範囲で提供します。
- 調理は一括除去することを基本とします。
⇒「少量可」「つなぎ可」等、少量の使用は可能といった診断への個別対応はできません。
- 相談のうえ、弁当持参を勧めることがあります。
⇒除去する食品を調理過程で的確に除去できるように、作業工程表を作成し、確認しながら調理しますが、ごく微量の混入（コンタミネーション）により重篤な症状を起こす児童生徒の対応が難しい場合があります。
- 毎月の情報共有を密にします。
⇒事前にアレルギー確認献立表②や配合成分表を保護者に渡し、確認してもらいます。また、献立変更等により使用食材を変えた場合は、その食材のアレルゲンを有する児童生徒の保護者にすみやかに連絡し、喫食の有無を確認します。
- 小学校6年生時の食物アレルギー情報は、中学校へ共有します。
⇒平塚市立中学校へ進学する小6児童の食物アレルギー情報は、小学校から中学校へ引継ぎを行います。（中学校でも給食での特別な配慮・管理を希望したい場合は、中学校へ申し出及び面談は必要です。）

情報提供

書類名	アレルギー確認献立表②	配合成分表（加工食品、冷凍食品、乾物、調味料等の原材料配合・アレルゲン表示）	配合成分表（パン、めん、の原材料配合・アレルゲン表示）
作成者	栄養教諭等	物資納入業者	物資納入業者
内容	1食あたりに使用する食材内容と使用量、アレルゲンを表示。	3期ごとに使用する商品が決まっています。	1年間に使用する商品が決まっています。
情報提供の時期	毎月20日頃 ※年度当初に送付予定表を給食センターより送付	3期（3、7、12月）ごと	年度当初
情報提供の方法	書面で配布	ホームページ 閲覧するためのパスワード等の通知を3月に送付します。	

☆詳しくは、学校または平塚市学校給食センターまでお問い合わせください☆

学校給食センター 電話 0463-55-6371